

大阪高裁の不当判決 糾弾！

本日、大阪高等裁判所において、竹本さんが会社から2013年の夏季手当を不当に減額され、会社に対して起こした裁判で不当判決が下されました。

この裁判は、竹本さんが夏季手当の不当減額を巡って、2013年11月20日、大阪地方裁判所に労働審判として申し立てました。そして労働審判を経て本人訴訟として8回の口頭弁論が開催されました。

その中で竹本さんは、会社に対して夏季手当査定中の業務において「注意・指導」したとする管理者と竹本さんとのやり取りを記したとする「手書きのメモ用紙（現メモ）」を物的証拠として裁判所に提出すべきであると訴えてきましたが、そのメモを管理者自らの判断でシュレッダーにかけ破棄し、管理者自らの記憶だけに基づいてパソコン入力（裁判の中で各被告証人管理者は、「ねつ造も可能」と証言）した物だけを証拠として提出しました。

「ねつ造・改ざんも可能」な証拠を大阪地方裁判所は採用し、2016年1月25日に竹本さんに対して「推測・推認」による不当判決を下していました。

この不当判決に対して、竹本さんは「重大な瑕疵がある」として再度、高裁の場で会社からの恣意的な夏季手当減額の不当性を明らかにする強い決意のもと、2016年2月3日、大阪高等裁判所に控訴し闘ってきました。

私たちは、今回の高裁の不当判決に対して満腔の怒りをもって糾弾します！

そして、会社からの期末手当減額を利用した組織破壊攻撃に抗すると同時に、原告組合員を狙った「パワハラ、恣意的な運転士乗務下ろし」を許さず、更なる闘いを進めて行きます。